

道銀 外貨定期預金 特別金利キャンペーン

キャンペーン期間

平成29年6月12日 (月) ~ 9月29日 (金)

		お預け入れ時 為替手数料	1か月もの	3か月もの
 米ドル	円貨からの お預け入れ	1ドルあたり 1円	年 15.0 % <small>個人の場合：税引後 11.95275%</small>	年 5.0 % <small>個人の場合：税引後 3.98425%</small>
		1ドルあたり 50銭 (注)	年 12.0 % <small>個人の場合：税引後 9.5622%</small>	年 4.0 % <small>個人の場合：税引後 3.1874%</small>
	外貨からのお預け入れ			年 2.0 % <small>個人の場合：税引後 1.5937%</small>
 豪ドル	円貨からの お預け入れ	1ドルあたり 2円	年 20.0 % <small>個人の場合：税引後 15.937%</small>	年 11.0 % <small>個人の場合：税引後 8.76535%</small>
		1ドルあたり 1円50銭 (注)	年 15.0 % <small>個人の場合：税引後 11.95275%</small>	年 10.0 % <small>個人の場合：税引後 7.9685%</small>
	外貨からのお預け入れ			年 2.0 % <small>個人の場合：税引後 1.5937%</small>

(注) お預け入れ時の為替手数料を正規為替手数料(米ドル1円、豪ドル2円)から50銭割引したお取扱です。お引き出し時には正規為替手数料がかかります。

対象となるお客さま

- ・個人のお客さま (個人事業主のお客さまも対象です)
- ・法人のお客さま

対象通貨

- ・米ドル
- ・豪ドル

お申込み方法

- ・窓口でのお申込み
(インターネットバンキングによるお預け入れは対象外です)

お預け入れ方法

- ・円貨からのお預け入れ (100万円相当額以上 1億円相当額以下)
- ・外貨からのお預け入れ (1万原通貨以上)



※外貨からのお預け入れは、預入日の1か月以内に他金融機関から振込・送金により、新たに弊社にご入金された外貨建資金が対象となり、弊社外貨預金からのお振替、外貨預金によるお預け入れは対象外とさせていただきます。

【ご注意事項】

- 税引後の金利表示は個人のお客さまを対象としています。法人のお客さまは、総合課税が適用されます。
- キャンペーン金利は当初預入期間のみの適用となります。自動継続型にてお預け入れの場合、継続後にご継続時点での外貨定期預金の店頭表示金利となります。
- キャンペーン金利適用期間中に中途解約された場合、キャンペーン金利は適用されず、お預け入れ日から解約日までの利息は外貨普通預金利率を適用いたします。
- 外貨定期預金の中途解約は、原則としてお取扱いいたしません。当行がやむを得ないと認めて中途解約する場合、その利息は外貨普通預金利率を適用いたします。また普通型の場合、中途解約を行うに際し、金利動向などの要因により当行にコストが発生する場合は、コスト相当額を別途いただく場合がございます。(自動継続型の場合はコスト相当額は発生しません。)またその結果、受取り金額が預金元本を下回る場合がございます。
- 外貨預金は預金保険の対象ではありません。
- 外貨預金は、為替相場の変動(為替変動リスク)により為替差損が生じ、お引き出し時の外貨額を円換算すると、お預け入れ時の円貨額を下回る(円ベースで元本割れとなる)おそれがあります。
- 円を外貨にする際(お預け入れ時)および外貨を円にする際(お引き出し時)は、それぞれについて片道の為替手数料(1通貨単位あたり、米ドル1円、豪ドル2円)がかかります(お預け入れおよびお引き出しの際は、手数料分を含んだ為替相場である当行のTTS(お預け入れ時の適用相場)、TTB(お引き出し時の適用相場)をそれぞれ適用します)。したがって、為替相場に変動がない場合でも往復の為替手数料(1通貨単位あたり、米ドル2円、豪ドル4円)がかかるため、お引き出し時の円貨額が、お預け入れ時円貨額を下回る(円ベースで元本割れとなる)おそれがあります。
- お取引金額が20万原通貨(米ドルの場合は20万米ドル)以上の場合は市場実勢を基にお取引の都度当行が提示する換算相場が適用されます。
- お申込の際は、外貨預金の契約締結前交付書面等をよくお読みいただき、必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。
- 外貨預金の運用による損益は、外貨預金をお預け入れされたお客さまに帰属します。
- お利息に対し、個人のお客さまは源泉分離課税により20.315%(国税15.315%、地方税5%)が、法人のお客さまは総合課税により15.315%(国税のみ)が源泉徴収されます。
- 個人のお客さまは、為替差益は雑所得として確定申告による総合課税の対象となります。但し、年収2,000万円以下の給与所得者の方で為替差益を含めた給与以外の所得が年間20万円以下であれば確定申告は不要です。為替差損は黒字の雑所得からの控除が可能です。(他の所得との損益通算はできません。)
- 外貨預金はマル優の対象外です。
- 外貨預金はクーリングオフの対象外です。

詳しい内容につきましては、北海道銀行窓口、または、ホームページ (<http://www.hokkaidobank.co.jp/>)にてご確認ください。

株式会社 北海道銀行
登録金融機関 北海道財務局長(登金)第1号
加入協会 日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会

